

第7回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日 時：平成20年7月18日（金） 午前10時00分～正午

会 場：市庁舎4階 モニター室

出席者：山口会長、荒木副会長、落水委員、齊藤委員、田中委員、前委員、寺本委員、
西村委員、原委員、村上委員、松崎委員、山形委員、林委員

欠席者：木下委員、鈴木委員、下川委員

山口 会長	<p>1 開会</p> <p>ただいまから、第7回熊本市自治基本条例検討委員会を開会いたします。</p> <p>本日の委員の方々の出欠についてですが、木下委員、下川委員、鈴木委員は、所要のため欠席との連絡が入っております。</p> <p>なお、本日の委員会につきましては、2時間程度を予定しており、12時には終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から本日使用いたします資料の確認と内容の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>（資料確認）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次第・ 資料1 「論点整理一覧」・ 「熊本市自治基本条例案にかかる提言について（第二次案）」 <p>それでは、資料1の「論点整理一覧」につきまして説明いたします。</p> <p>前回協議いたしました1ページから5ページの3番目「平等」までの結果については、判断の欄に記載しております。</p> <p>今回は、5ページの4番目、男女共同参画から協議していただくこととなります。</p> <p>また、資料の記載ミスがございました。5ページの5番目の「市の執行機関の不関与」については、「市の執行機関の不当な関与」に訂正をお願いいたします。</p> <p>なお、先程、林委員から「熊本市自治基本条例案にかかる提言について（第二次案）」が提出されておりますので、配布しております。</p> <p>以上です。</p>
山口 会長	<p>2 項目の協議について</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速項目の協議に入ります。</p> <p>協議方法につきましては、前回と同じように、各項目の概念を盛り込むのか、盛り込まないのか、あるいは現時点では判断がつかないので検討するのか、といったことをお聞きすると併せまして、その理由やご意見をお聞きしたいと思っております。</p>

	<p>恐れ入りますが、まず、盛り込むのか盛り込まないのか、あるいは検討するのかという結論を先に述べていただきまして、その後、その理由についてお伺いしたいと思います。</p> <p>それから新たな提言等は、一巡目が終了した時点であらためてお聞きいたしますので、ご協力をお願いいたします。それでは内容の協議に入ります。本日の協議を予定しております項目について一通り見ていきたいと思います。</p> <p>(5ページから19ページに記載してある「項目」「小項目」欄を説明)</p> <p>それでは、5ページの参画及び協働の原則の4番目「男女共同参画」から協議をしたいと思います。</p> <p>この項目は、「参画と協働によるまちづくりは、「男女協働参画社会基本法」の理念を踏まえ、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。」という規定ですが、いかがでしょうか。</p>
西村委員	<p>盛り込むことについて賛成です。</p> <p>男女参画の問題は非常に重要な問題だと思います。</p> <p>国際的に見ても、フランスなどでは、国会議員の半分は女性という仕組みになっています。</p> <p>ところが日本の場合、女性議員の数や市の職員の女性幹部の数が、非常に少ない状況です。</p> <p>この問題は、具体的に明らかにしていく必要があると思います。</p>
山口会長	<p>その他、ご意見なければ、「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次は、「市の執行機関の不当な関与」です。「参画及び協働による熊本市づくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、市の執行機関の不当な関与を受けません。」という規定ですが、いかがでしょうか。</p>
山形委員	<p>不当な関与という言葉で言えばその通りですが、逆に市民活動又は市民会議など、行政との協働の作業において、市民が情報を知らされていない、又は市民の経験不足という状況の中でスタートしていく時に、市民が徐々に自立していくためには、市の職員の方のファシリテートの役割が必要なのではないかと思います。</p> <p>市民が上手に自立するための手助けを職員の方に期待するのは酷でしょうか。</p>
山口会長	<p>この項目には、参画と協働の2つの言葉が入っており、参画は、「市政に対する参画」協働は、「市との協働」と「市民間の協働」の2種類あると思います。参画も協働も、市が絡んだものについては、不当かどうかはともかく、関与が必ず出てくると思います。</p> <p>しかし、「市民間の協働」に対しては、市の執行機関が関与するか、しないかは選択の余地があると思います。</p>

	<p>なお、よりファシリテータ的な正当な関与は望ましいという考え方も出てくるかと思います。少し分解して考えると、色んな論点はあると感じました。</p>
寺本委員	<p>市民の権利の中にもまちづくり、市政に参画する権利がございますが、市の執行機関の責務の中にも、参画機会の拡充、提案や施策の反映がありますので、他の参画や協働の項目との調整も必要ではないでしょうか。</p>
田中委員	<p>参画と協働については、私は一番大切な項目だと思っております。具体的にどのような場合に市民が参画・協働をするのかを検討委員会の中で合意する必要があるので、参画・協働については、もう一度基本的なところから検討するという事で、飛ばしたらどうかと思います。</p>
山口会長	<p>協働等の定義を協議した後、総合的に判断したいと思いますので、「検討する」ということでよろしいでしょうか。 (一同了承)</p>
西村委員	<p>どこで検討するかは、明確にしておく必要があると思います。</p>
山口会長	<p>一巡目に「検討する」にした項目は、二巡目で、検討したいと考えておりますがいかがでしょうか。 (一同了承) 次の「参加・不参加による不利益」は、「参画及び協働による熊本づくりの活動は、市民が活動への参加又は不参加を理由に不利益を受けることはありません。」という規定です。 いかがでしょうか。</p>
落水委員	<p>盛り込むべきだと思います。</p>
林委員	<p>この項目は、検討の方が良いのではないかと思います。私は、市政に関する課題の設定、施策の立案(計画)・検討、決定から実施及び評価、見直しまでの過程に、主体的に住民・市民等が参画することが、参画になると考えておまして、「参画及び協働による熊本づくり」の活動とは何かも含めて、検討をお願いできればと思っております。</p>
西村委員	<p>この案は、正副会長がとりまとめられていますので、正副会長が、「熊本づくり」についてどう考えているのかお聞きしたいと思います。</p>
荒木副会長	<p>この正副会長とりまとめ資料につきましては、正副会長が「熊本づくり」とは何かという概念規定をもって作ったものではなく、これまで検討されました4案で使われている用語をとりまとめたものです。 ですから、「熊本市のまちづくり」、「まちづくり」、「熊本市づくり」、「熊本づくり」など同じような内容であるのに、表現が違う言葉が出てきていますので、後ほど、統一的に検討するという事でご了解いただければと思いますがよ</p>

	<p>るしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
山口 会長	<p>言葉の定義については、まだ協議をしていないので、熊本づくりという言葉にこだわるよりも、「不利益を受けることがない」といった項目を盛り込むのか、盛り込まないのかといった観点でご発言をお願いしたいと思います。</p>
西村 委員	<p>市民の市政への参加、地域における地域づくりなどは、市民の自主的な、自発的な参加であって、強制されるものではないと思います。行政や組織を握っている一部の市民の人たちが、参加・不参加による不利益を与えることは良くないと思いますので、盛り込んで、はっきりさせておく必要があると思います。</p>
山形 委員	<p>確かに不利益を受けることはないという事は大事ですが、例えばゴミの収集場所を皆で掃除をして、気持ちよく使っているのですけれども、掃除に参加しない人も利益を受けることは、少しおかしいと思います。その点をどのように規定すればいいのでしょうか。</p>
落水 委員	<p>参加・不参加による不利益で、不参加による不利益はわかりますが、参加による不利益があるのかという点も疑問です。</p>
山口 会長	<p>今のご質問に対しての私のイメージですが、全国各地で市民オンブズマンなど行政を監視する活動が盛んになっていますが、このような活動をしているということで、不利益が課されてはいけないということかと思えます。</p> <p>議論を深めていくと、誰が不利益を課するのかという問題に関わってきて、行政が不利益を課するのか、市民の間で事実上の不利益を課するのか、結構複雑な問題もありますので、この項目は、「検討する」ということでいかがでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、次の「青少年・子どものまちづくりへの参画」についてですが、「青少年・子どもは、個人として尊重され、まちづくり(年齢に応じて、熊本市の自治)に参画する権利を有します。」という規定ですが、いかがでしょうか。</p>
原 委員	<p>次世代を担う青少年や子どもがまちづくりに関心を持ち、そして活動していくことは非常に重要なことだと思いますので、盛り込むということをお願いしたいと思います。</p>
落水 委員	<p>私も盛り込むことで何ら異存はございません。子どもの権利については、子どもが子どもらしい気持ちで、精神年齢に合わせた、行政に対する提言などが出来る仕組みが必要だと思います。</p> <p>ただ、子どもが大人と同じ権利を有するという誤解を招くような表現になってしまうと、せっかく良い方向に導くつもりが、悪い方向へ導く方々が利用することにもなってしまいますので、その辺のご配慮をお願いしたいと思います。</p>
山口 会長	<p>内容については、子どもとしての特性に配慮する規定があった方がよいのではというご意見でしたが、項目としては「盛り込む」ということでよろしいでしょ</p>

	<p>うか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の2番目と3番目の項目は、併せて検討したいと思います。</p> <p>2番目の「青少年・子どもの意見表明・提案」は、「青少年・子どもは、熊本市の自治に関して、自らの意見を表明及び提案することができます。」という規定です。3番目の「青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくり」は、「市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもを市民として尊重し、青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めます。」という規定です。先程の「青少年・子どものまちづくりへの参画」という項目は総論で、2番目と3番目の項目は、具体的な規定となっています。自治基本条例の作り方として、権利など総論だけを書くのか、具体的な方法まで書くのかについては、最後に議論したいと思います。</p> <p>ここでは、そういった課題があることを頭に置いて、2つの規定について、盛り込むのか、盛り込まないのか、検討するのか、ご意見を伺いたいと思います。</p>
寺本委員	<p>「青少年・子どもの意見表明・提案」について、「熊本市の自治に関して」という部分は、先ほど意見がありましたように議論すべきと思いますが、「自らの意見を表明及び提案する」は、1番目の、「まちづくりに参画する権利」に含まれていると思います。</p>
山形委員	<p>参画するという漠然とした権利とは別に、子どもの権利条約では、意見表明と提案ということは、謳ってあったかと思いますので、この項目については、子どもの権利条約と同様に盛り込むべきであると思います。</p>
西村委員	<p>子どもの問題は、非常に重要な問題だと思います。</p> <p>今日の学校教育を見ますと小学校の高学年から憲法の教育もされ、また、小学校の1年生から人権教育もされており、一人前の人間としての自覚を子ども達は持っていると思います。</p> <p>昨年、熊本市の商工会議所が、まちづくりに関して子どもたちにアンケートをとり発表されましたが、非常に立派な提案がされていました。</p> <p>子どもたちの意見表明・提案を積極的に受けていくこと、また参加する環境づくりをしていくことは大事ですので、2番目の「青少年・子どもの意見表明・提案」と3番目の「青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくり」は、盛り込むべきだと思います。</p>
松崎委員	<p>子どもの権利条約の中の意見表明・提案は、自治についてではなく、包括的な規定だと思いますので、1番目のまちづくりに参画する権利で、包括的に子どもの権利が保障されていますので、2番目の「青少年・子どもの意見表明・提案」については、あえてここでは盛り込む必要はないと考えます。</p> <p>また、3番目の「青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくり」</p>

	<p>については、大人の責任として、子どもにそういう場を与える、環境を整備するという部分は必要だと思いますが、「市民として尊重し」という部分は、1番目と重なっているので、内容を検討すべきだと思います。</p> <p>よって、1番目と3番目は盛り込む、2番目は1番目と3番目に入り込むので盛り込まないとし、3番目は、内容を検討すべきと考えます。</p>
山口 会長	<p>私が住んでいる川崎市では、子どもの権利条例と自治基本条例が制定されており、自治基本条例では原則を書き、そしてそれを展開するのは、個別の子どもの権利条例という作り方がされています。</p> <p>熊本市の自治基本条例でどこまで書くかが課題だと思いますが、このような課題は、他の項目でも出てくると思いますので、現時点では、2番目と3番目の項目は、「検討する」でよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
山形 委員	<p>検討するというだけで構わないのですが、「意見表明権」や「環境づくり」という文言が盛り込まれるか、今回は外すとしても、個別条例等での記載をこの検討委員会での提言という形で残すかどちらかはお願いしたいと思います。</p>
山口 会長	<p>他の条例を作るかどうかはわかりませんが、例えば提言や解説等何らかの形で記録には残したいと思いますが、とりあえずこの場では将来に向けての検討課題にしたいと思います。</p>
西村 委員	<p>子どもが参加する場合は、それぞれの年齢、判断に応じて参加していくということであるなら、子どもがどう参加すべきかを具体的にするため、個別条例を作らなければならないと思います。</p>
山口 会長	<p>西村委員の意見を条文化するならば、1番の項目を総論として書き、2項において、「この権利の具体化については、別に条例で定める。」という規定になると思います。ここでは「盛り込まない」ということではなく、「検討する」ですので、将来の検討課題ということにします。</p> <p>次は、「市民参画制度・施策への反映」です。1番目の「市民参画制度」は、「市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備します。(市民参画及び協働のための制度及び手続きを、別に条例で定めます。)」という規定です。</p> <p>括弧の中については、別に条例で、と書いてあるので、多少こちらの方が踏み込んだ規定になると思います。ここではどちらにしようかを議論するのではなく、このような規定が必要か否かという議論をお願いします。</p>
原 委員	<p>市民参画制度は「盛り込む」でお願いをしたいと思います。やはり市民参画の理念を実現し、制度や手続き等、参画の機会を保障するということから、市民参画制度を具体的に謳うべきだと思います。</p>
林	<p>盛り込むことに賛成です。</p>

委員	<p>私の提言書の第37条「市政への参画権」で具体的に記載しておりますが、基本構想や総合計画、市政運営に関する基本方針、権利を制限する条例、行政評価の実施、住民等の生活に重要な影響を及ぼす意思決定及び計画等重要事項に関する参画は、全て個別条例に委ねるというのではなく、自治基本条例に少し具体的に記載し、市民にわかりやすく示すことが必要かなという気がしております。</p>
山形委員	<p>括弧書きの「別に条例で定めます」とまで条文で書いていいのでしょうか。盛り込むことには賛成なのですが、市民参画が言葉だけではなく、しっかり骨身に染みるよう、もう少し具体的に書くべきではないかと思います。</p> <p>様々な分野毎に市民会議等がありますが、「聞き置きました」という感じにしか見えません。どういうことをされているのかを学ぶことによって、例えば福祉の分野でもこういうことを一緒にやりましょうというような提言もできると思います。</p> <p>そのためにも、ワークショップなどにより、広く市民の意見をくみ上げて、おかしいことはおかしいと叩く時間も必要なので、もっと詳しく書くべきではないかと思います。</p>
山口会長	<p>別に条例で定めるといった規定を入れるかどうかというのは、他の分野も見てからにしたいと思いますので、「別に条例で定める」かどうかについては、検討することとし、項目については、「盛り込む」ということでいかがでしょうか。</p>
西村委員	<p>やはり市民参画制度については、別に条例で定めることを「盛り込む」という結論を出すべきではないかと思います。</p>
荒木副会長	<p>この件については、自治基本条例の基本的性格について議論する際、確定していけばよろしいと私は思っております。</p>
西村委員	<p>市民参画については、自治基本条例で基本的なものを書いて、具体的な対処や手続き、方法等については別途条例で定めないと大変な量になり上手くいかないのではないかと思います。</p>
齊藤委員	<p>自治基本条例は基本的に理念条例だといわれています。理念であるならば、当然個別の条例が出てくることもあるでしょうし、なくてもいいところもあるかもしれません。</p> <p>冒頭に考え方をお決めいただいた方が、これから先も検討しやすいのではないかと思います。そうでなければ、小さいところまで全部、この自治基本条例で網をかぶせていかないといけないのではないかという気がします。</p>
田中委員	<p>私は、市民参画制度が上手く機能するかどうか自治基本条例の本質ではないかと思っておりますし、市民への啓発のためにも、熊本市においてどういう場合に参画・協働ができるのかなどについてまとめておくべきだと思います。</p> <p>また、他の自治体の参画・協働についても調査結果があればお聞きしたいと思います。</p>

山口 会長	<p>他の自治体を見ますと、自治基本条例以外に市民参画条例を制定している自治体は、50ほどあると思います。またそれとは別に、市民協働条例を制定している自治体もやはり50ほどあるかと思います。</p> <p>もちろん参画と協働を併せて1本にしている条例もいくつかあります。その場合、自治基本条例は基本的な原則だけ書き、参画や協働を定めた条例では、細かな事柄まで書いてあります。</p> <p>結論として、項目は、「盛り込む」とし、別に条例で定めるかと参画・協働の内容については、「検討する」という結論でいかがでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>2番目の「参画機会の拡充」は、「市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民への市政情報の提供と、市政への参画を拡充しなければなりません。」といった規定です。</p>
寺本 委員	<p>5ページの8の2「情報提供と参画機会の拡充」と少し言葉は違いますが、内容は全く同じですので、整理すべきだと思います。</p>
山口 会長	<p>項目としては「盛り込む」が、重複した項目があるので、「整理する」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>3番目は、「市民参画の手法の選択と公表・実施」です。「市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて、適切かつ効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。」という規定です。</p>
西村 委員	<p>2番目の「参画機会の拡充」と3番目の「市民参画の手法の選択と公表・実施」は、一体的な問題だと思います。参画の保障については、どこで議論されるか委員長にお聞きしたいと思います。</p>
山口 会長	<p>市民参画を保障する方法が「制度」だと思います。</p> <p>5番目の「パブリックコメント制度」も一つの制度ですし、他都市の市民参画条例を見れば、「会議に対する市民委員の公募の制度」や、「アンケート」等の仕組みを市民参画の制度であり、手法であると捉えています。</p> <p>これをどこで検討するかにつきましては、先ほど、自治基本条例の項目の中か、それとも市民参画条例の中か、そういうところも踏まえて、どこで作るかという話しになるかと思います。</p> <p>細かなところで市民参画条例を作るのであれば、そこで検討することになるかと思いますが、これを自治基本条例で書くのであれば、ここで検討しますが、具体的には、二巡目以降に検討するということになると思います。</p>
西村 委員	<p>先ほど、田中委員も、参画と協働は自治基本条例の本質と明言されましたが、本質的なものだからこそ、何が具体的に保障されるかを、何に保障されるかを明確にしておかないといけないと思いますので、委員長にもう少し後で時間をとっ</p>

	<p>て議論していただきたいと思います。</p>
山口 会長	<p>自治基本条例の性格によって、どこまで書くかは異なってくると思いますので、一巡目が終わった後、議論したいと思います。</p>
松崎 委員	<p>私も、参画・協働が一番大事だと思っておりますが、1から6まで個別に入れていくと膨大な量になりますので、制度を保障する項目は残し、手法である2から6は参画条例をつくる中で、検討すべきではないかと考えております。</p>
齊藤 委員	<p>理念条例ということで我々は今まで執行部から説明を受け、そう認識していたのですが、具体的な規定は、個別条例で書くということを明確にしておかないと、今からどんどん詳細に入っていくといけなことになると思います。</p>
田中 委員	<p>項目としては盛り込むこととし、個別条例をつくるということで、私はいいいと思います。</p> <p>この検討委員会には、色々な経歴と、色々な知識をお持ちの方がいらっしゃるの、この委員会としては、背後にあるものや、具体的な条例を予想するなどして、もう少し具体的な検討をした上で、理念を1行記載することでも構わないと思います。</p>
原 委員	<p>これまでに協議した中には、非常に具体的な項目もありましたが、自治基本条例にどこまで盛り込むかについては、条例としての体裁もありますので、私は、理念を謳い込んで、逐条解説で、ある程度詳しく説明をしてはと考えております。</p>
松崎 委員	<p>個別条例を作ることを逐条解説で追記するだけでは弱いのではないかと思いますのですが、必ず個別条例を作るというときは、どのような書き方があるのでしょうか。</p>
山口 会長	<p>一般的な条例ですと、条例は議会で議決し、詳細は、規則に委任しています。しかし、自治基本条例の場合には、最高規範としている自治体が多く、他の条例より上になるという意識があるので、自治基本条例の中に「別に条例を定める」という規定を置いている自治体もあります。</p> <p>同じ条例だからということで、法的に拘束力はないんだという説もありますが、市としての考え方で、何を尊重するのか序列付けをしても良いという考え方です。</p>
山形 委員	<p>市民の参画についてですが、以前幸山市長とお会いした時に、行政が作る委員会の委員をランダムに抽出してはどうかという話をしましたところ、非常に前向きに面白いですねとっていただきました。このような個別の事例に対応できるような基本理念にするためには、裏にある百なり千なりの想いを皆で共有し、検討を積み重ねるしかないのではないかと私は思っています。</p> <p>それと以前、市民会議の地域説明会で、会場から具体的な条例になっていないという意見が出た際、この基本条例には入っていないが、個別条例として作らなければならないと思うので、その際は、ご参加くださいとお返ししたかと思いま</p>

	<p>す。そのように、市民の皆がプロセスに関わるということが私は大事だろうと思います。</p>
山口 会長	<p>理念条例といっても、どこまでが理念なのかというと、人によって捉え方が違うのではないかと思います。他都市の条例で多く入っていることは、理念に含まれる項目だと思われますし、他都市の条例に全く載っていない項目は、多分理念ではないとされていくのだと思いますので、他都市の条例も参考にして発言していただけたらと思います。</p> <p>具体的には3番目の「市民参画の手法の選択と公表・実施」は、原則だという見方も、具体的だという見方も出来ますので、「検討する」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>4番目の「施策への反映」は、「市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう務めます。」という規定です。</p> <p>これも、3番と同じ観点で検討すべきだと思いますので、特に意見が無ければ「検討する」にしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>5番目の「市民意見提出手続(パブリックコメント手続)」は、「市の執行機関は、市政運営に係る重要な施策や計画の策定、市民の生活や活動等に重要な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃にあたっては、事前に趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見の提出を求め、施策に反映させるよう務めるとともに、当該意見に対する市の考え方や意見の取り扱い等を広く公表するものとします。」という規定です。いかがでしょうか。</p>
西村 委員	<p>この何年間かのパブリックコメントの実績がどうなっているかということをも明らかにしてもらいたいと思います。</p> <p>私の経験したパブリックコメントは、意見を出してもほとんど取り入れてもらえない状況でしたので、パブリックコメントを行ったことで、市の政策が豊かにより多面的により市民の実情にあったものになったかという点について、行政の委員の皆さんにお尋ねしたいと思います。</p>
前 委員	<p>パブリックコメントの件ですが、豊かになったかどうかというところまでは、施策の中身、あるいは施策全体の話であると思いますので、パブリックコメントの意見がどれくらいあって、その内どれくらい意見を踏まえて修正したかといった数の資料の提出は可能かと思います。</p>
山形 委員	<p>私は他の委員会の委員も務めさせていただいておりましたが、その時示されたスケジュールは、パブリックコメント後に変更ができるようなスケジュールになっていませんでした。仕組みは確かにできていますし、パブリックコメントの理</p>

	<p>念も謳ってありますが、一般の市民の意見は、やっぱり入るようにはなっていないと私は実感しています。そういう意味で、パブリックコメントをするということの理念を謳って、意見を反映させるための時間も確保していただきたいと思います。</p>
前 委 員	<p>具体的な事例は承知しておりませんが、パブリックコメントをした以上、反映する時間というのは、特に取る必要があると思いますので、それについては今後の話で、検討させていただきます。</p>
荒 木 副 会 長	<p>理念条例といいながら、非常に具体的な事項も入れ込むと、統一性の無い条例になりますので、他の自治体において、どういう項目を盛り込んだのか表にした資料をお配りしました。</p> <p>大項目・小項目、統合型・協働型・支援型に分類し、大項目を条例の進行管理、協働環境の整備、委託の要件、協働内容等で分類し、更に小項目で分類しております。ここに表記してある項目が必要だということは皆わかっているのですが、どの範囲まで自治基本条例に盛り込むべきかを一巡した後、議論していただければと思います。</p>
西 村 委 員	<p>パブリックコメントの問題点は、直接対話が無いことだと思います。文書で公表すると同時に、直接市民に説明責任を果たしていくことが大事な点ではないかと思います。その点では、特別委員会正副委員長修正素案にありました「対話の原則」をパブリックコメントの中に入れれば、生きてくるのではないかと思います。</p>
原 委 員	<p>4番が「施策への反映」全体に関するところで、5番の「パブリックコメント手続」は、手段のひとつではないのかと思います。</p> <p>「施策への反映」の手段は、「パブリックコメント」だけでなく、「地域住民説明会」などいわゆるPI（パブリックインボルブメント）に関わる部分は全てだと思っておりますので、この項目は、「検討する」でお願いできればと思います。</p>
林 委 員	<p>「パブリックコメント」は、市民の参画の重要な機会だと思っておりますので、変更までのスケジュール、意見を取り入れない場合についての理由の公表などの手続きについて自治基本条例若しくは横須賀市のようにパブリックコメントの個別条例で定める必要があると思います。</p>
山 口 会 長	<p>行政手続法が2005年に改正され、国のパブリックコメントの手続きが法制化されました。地方分権の観点から地方自治体には適用されませんが、同等の措置を講じるように努めなければならないという規定があるので、この条例に書くかどうかは議論の余地がありますが、パブリックコメントをしないという選択は無いのではないかと思います。行政手続条例で書くのか、別にパブリックコメント条例をつくるかは、どちらでもいいのですが、努力義務とはいえ制度としては必</p>

	要だと思えます。
西村委員	<p>国の場合とは違って、自治体の場合はもっとも住民に近いということから、身近な住民に説明ができて、住民が納得するような方法、手段を検討すべきだと思います。だから単なる文書で提言や意見を受ける制度ではなくて、直接説明していくということが大事だし、パブリックコメントの中で生かしていくことが必要だと思います。</p>
山口会長	<p>「パブリックコメント制度」の拡充が必要ではないかというご意見でしたが、いずれにしても、「パブリックコメント制度」については、項目として「盛り込む」ということについては、大体の了解は得られていると思いますので、内容については「検討する」とし、項目については、「盛り込む」ということで整理させていただきたいと思えます。</p> <p>(一同了承)</p> <p>6番目の「提言・意見を受ける制度と対応機関の設置」は、「市の執行機関は、市民からの政策提言及び意見の提案を受ける制度を別に条例で定めるとともに、そのための対応の機関を設置するものとします。」という規定です。</p> <p>この規定は、市が意見を求めなくても提言ができるという制度だと思います。</p>
林委員	<p>これはオンブズマン制度のことですか。私の提言でも第26条で公的オンブズマン制度を記載しております。</p> <p>内容といたしましては、オンブズマンの構成やスウェーデンから専門家を招いてのシンポジウムの開催を提言しております。</p> <p>この6番目の「提言・意見を受ける制度と対応機関の設置」がオンブズマンという意味での対応機関の設置ということであれば、もちろん積極的に賛成ですし、そうでなければ、公的オンブズマンの設置を提案したいと思います。</p>
荒木副会長	<p>ここで書いてある対応機関の設置というのは、どちらかというと、イギリスのトリビュナル、日本語でいうと行政審問所の形態ではなかろうかと思えますので、オンブズマン制度とストレートに結びつく内容とは考えにくい側面があると思えます。</p>
山口会長	<p>大和市の新しい公共を創造する市民活動推進条例には、市民が事業を提案するという制度があり、第三者でつくる委員会が審査をして認めた場合には、行政が支援をしていくという制度があるのですが、私はこれと同様のものかと思っております。</p> <p>市民活動促進をするための提案があったときには、委員会が審査をし、認めれば支援するというイギリスのチャリティ委員会をイメージしました。</p> <p>いずれにいたしましても、内容をもう少し見なければ判断ができないと思えますので、「検討する」ということでいかがでしょうか。</p>
西村	<p>この場合の意見は、苦情ではなく、政策提言や意見ということですので、市政</p>

委員	<p>の進行に関して色々な意見を受ける制度を確立し、地域資源を十分に活用していくことが、大事なことではないかと思えます。</p> <p>オンブズマンの問題は、苦情処理の問題ですから、後で議論することになっているかと思えます。</p> <p>ここでは、意見は外して政策提言だけでもいいと思えますが、政策提言の制度は、盛り込む必要があるのではないかと思えます。</p>
山口 会長	<p>いずれにしても、言葉がもう少し明確にならないと結論が出ないので、「検討する」とさせていただきます。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の、「市民活動団体との協働・連携」は、「市の執行機関等は、公共の福祉や公共の利益及び社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する団体と情報を共有し連携を図り、まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備し、必要な支援等に努めます。」という規定です。</p>
山形 委員	<p>先ほど言われた「チャリティ委員会」とは、このことですか。</p>
山口 会長	<p>チャリティ委員会は、集めた寄付をどこに配分するかを行政が一方的に決めるのではなく、NPOの代表者が集まったような委員会で合理的に決めていくという仕組みです。</p> <p>ここは、市の執行機関等と市民活動団体との協働・連携ですから、その原則や仕組みを書いているのだと思えます。</p>
落水 委員	<p>市民活動団体とはどういうものでしょうか。町内会まで含めるのか、ボランティア団体、NPOだけのイメージなのでしょうか。</p>
山口 会長	<p>私のイメージは、通称NPO促進法の市民活動団体を指していると思いましたが、地域団体もNPO法人として認証することが可能なので、地域団体も排除しているわけではないのだと思えます。提案者の意図を確認しないと分からない部分だと思えます。</p>
松崎 委員	<p>次の12番「コミュニティ」では、自治会などの地域団体を想定し、11番「市民活動団体との協働」では、NPOを想定しているのではないのでしょうか。</p> <p>また、12番の「コミュニティ」の前段は、全部、市民という個人で書いてあり、参画は個人、協働はコミュニティとなっており、自治基本条例の中で、個人と団体を明確に分けるのかという点が分かりにくい点だと思えます。</p>
山口 会長	<p>この項目については、NPOをイメージした規定ということで、議論したらいいかがでしょうか。</p>
落水 委員	<p>市民活動団体だけ突出する理由がわかりません。違和感があります。</p>
山口	<p>市民活動団体とここでは書かれていますが、NPOだけなのか、地域の市民活</p>

会 長	<p>動団体も含むのか、地域の市民活動団体も含む場合には、次のコミュニティとかなり重なってくる部分があるだろうと思います。</p> <p>また、市民活動団体というものを突出して規定することの意味がわからないといったご意見でした。</p>
原 委 員	<p>市民活動団体との協働・連携という項目は、行政案だったと思いますが、私どもとしては、NPOやボランティア活動団体だけではなくて、町内自治会など地域団体も含め、市民活動団体として捉えておりました。</p>
山 口 会 長	<p>市民活動団体には、地域団体も含むことを前提として、検討してはいかがでしょうか。</p>
山 形 委 員	<p>私は、校区自治協議会、NPO法人の理事、障がいを持つ子どもの親の会などの活動をしています。</p> <p>NPOとしての活動とコミュニティ活動とは、市との関係性が微妙に違いますし、性格がどうしても違うので、少し切り分けてもいいのかなと思います。</p> <p>同じ熊本市を良くするための活動ではあるんですけども、少し性格が違ってくるということを、自治基本条例の中でも認識しておいて良いのではないかと私は思っております。</p>
山 口 会 長	<p>対象とする団体の性格の違いなどを次のコミュニティの項目で議論することとして、市民活動団体との協働・連携は、「検討する」ということでいかがでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「自主自立の地域づくりの推進」は、「市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを推進するよう努めます。」という規定です。</p>
西 村 委 員	<p>盛り込むことに異論はありませんが、整理する必要があると思います。コミュニティの項目では、「地域のまちづくりを推進するよう努めます。」と1番目に書く前に、「市民が、自ら、団体を組織し課題を掲げ活動すること」や「団体間の相互理解、尊重」や「それぞれの団体は民主的に開かれた団体であること。」などの市民活動団体のあるべき姿を、まずは、明確にしておく必要があると思います。</p>
山 口 会 長	<p>それでは、2番目と3番目の項目にも関係がありますので、まとめて議論したいと思います。</p> <p>2番目の「コミュニティにおける市民の役割」は、「市民は、熊本市の重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。」という規定です。</p> <p>3番目の「役割の自覚と互いの尊重」は、「市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割</p>

	<p>を自覚し、市民としてのルールとマナーを守り、互いを十分に尊重しながら進めることとします。」という規定です。</p> <p>まずはコミュニティにおける市民像といったものが、3つの項目で表され、その後、執行機関との関わりが規定されています。3つの項目で足りない部分は補うことになるかと思いますが、まずは、3つの項目が必要か否かということを経験したいと思います。</p>
田中委員	<p>非常に残念ですが「向こう三軒両隣」のような付き合いはないという昔では考えられないような時代になっています。</p> <p>コミュニティの問題は非常に大きな問題、大げさに言えば社会問題であると思いますので、3つの項目を、もう少し市民の覚悟を表現する文章に簡潔に直して盛り込むことにしたらどうでしょうか。</p> <p>表現は難しいと思いますが、本当にコミュニティの重要さというのを市民に認識させるような文章ができればと思います。</p>
山形委員	<p>私は自治会では、平会員なのですが、校区自治協議会には、PTA会長という役割で席があります。</p> <p>自治会を通さず、校区自治協議会で決定していくという仕組みになっており、まちづくり委員会でも同じ議題が繰り返されているのが、自治の現状です。これからの自治会、あるいは校区自治協議会のあり方をどのように考えられているのか、原委員にお尋ねしたいと思います。</p>
原委員	<p>校区自治協議会の結成を行政としては平成16年度から推進しております。</p> <p>少子高齢化、コミュニティの希薄化を背景に、ゴミの問題、防犯、防災の問題、一人暮らしの高齢者の問題など地域が抱えている問題が多種多様化しており、地域には様々な団体がありますが、単独の団体では解決しにくくなってきています。</p> <p>また、自分たちのまちは自分たちでつくっていくというときに、お互いに課題を共有しながら、まちづくりに取り組んでいくということが非常に重要になってきておりますので、校区自治協議会につきましては、地域課題解決のため、地域団体の相互の連携を深めていただき、情報を共有化し、校区の運営を行う組織という位置付けをしているところです。</p>
松崎委員	<p>コミュニティについては、まず、コミュニティを定義すべきだと思います。次に、市民個人の責務ではなく、コミュニティとしてどう関わっていくか、参画・協働していくかを書くことが必要だと思います。</p> <p>1、2、3の項目は、市民個人の問題ですので、市民の責務のところでは包括すべきではないかと考えております。</p>
林委員	<p>今のご意見に賛成です。</p> <p>私の提言書でも、21ページの45条で、コミュニティを定義し、46条で地</p>

	<p>域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動、主体的な地域づくり、それから市議会と市長等のコミュニティとの関わり方、地域づくり等に関しては別に条例で定めることなどを記載させていただいております。</p>
山口 会長	<p>並べ方などに改善の必要があると思うのですが、「コミュニティにおける市民」については、「盛り込む」ということにしたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p> <p>間もなく予定していた時間となります。本日の協議はここまでとし、次回は「市民と執行機関」から再開するということにします。</p>
山口 会長	<p>3 次回開催について</p> <p>次回、第8回の委員会は、8月19日(火)16時から、場所は4階のモニター室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>4 閉会</p> <p>それでは、本日の委員会については終了いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>